

## 仕 様 書

NPO 法人恵庭市スポーツ協会の管理施設における自動販売機設置に関し、円滑な管理運営を行うとともに設置事業者が遵守すべき事項を定めたものである。

### 1. 自動販売機（以下「自販機」という）の規格及び条件

#### (1)契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

※原則として1年毎に更新協議を行い、業務実績が良好であると当協会が判断した場合は、最大4回を限度として更新できるものとする。

#### (2)自販機のサイズ

1台あたり概ね幅1,000mm～1,160mm×奥行900mm×高さ1,900（電気子メーターは含まない）以内とすること。※自販機サイズは、「別紙 自販機設置対象施設及び設置数と販売実績」を参照。

#### (3)自販機における販売品目

##### ①ペットボトル・缶・瓶飲料自販機（カップ式を含む）

既存サービスの低下を招かぬよう、お茶、水、炭酸、果汁、コーヒー類など利用者に配慮した品揃えとし、酒類の販売は行わないこと。

##### ②アイス自販機

既存サービスの低下を招かぬよう、多種商品の販売を行うこと。

##### ③軽食自販機（新規）

既存サービスの低下を招かぬよう、多種商品の販売を行うこと。

#### (4)必須となる個別機能

①各施設（野球場を除く）に1台以上の電子マネー、ICカード等のキャッシュレス対応機、ユニバーサルデザイン機、フリーWifi搭載機を設置すること。また、可能な限り災害救援機能搭載機を採用する事。

②公共施設にふさわしいものとし、ユニバーサルデザインに配慮すること。

③総合体育館における1台以上の自販機の売上の一部を「スポーツ振興基金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」へ寄附を行うものとし、対象の自販機には寄附金付自販機の証明ステッカーを自販機前面の分かりやすい位置に貼り付けること。

但し、寄附額については任意とする。

### 2. 遵守事項

#### (1)安全対策

##### ①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）に基づく措置を講じ、耐震対策を行うものとする。

##### ②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要

領」(清涼飲料自販機協議会自主ガイドライン)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全をつくすものとする。また、商品販売に必要な個別の営業許可は設置事業者の責任において手続きをすることとし、取得した許可証は当協会に提示した上で自動販売機に貼り付けること。

### ③防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全をつくすものとする。

## (2)環境対策

### ①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット機能」、「ヒートポンプ式の採用」など、消費電力量の低減に資する機能を導入した機種とすること。

### ②ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素系冷媒などの低 GWP 冷媒を採用した機種とすること。

## (3)自動販売機の管理運営について

①設置事業者においては、商品の補充及び交換・消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充、並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

②設置事業者においては、自販機の保守業務を随時行い維持に努めること。また、自販機に故障等が発生した際の連絡先を明記したステッカーを硬貨等投入口周辺などの見やすい位置に貼り付け、釣銭不足や故障等の苦情があった場合は迅速に対応すること。

③設置事業者は電気子メーターの読み取り(計測)を行い、当協会へ毎月報告すること。

### ④空き容器の回収

販売する飲料水等の容器を種類別に分別できるよう、販売種別に応じた数の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に回収することとする。

また、アイス自販機、カップ式自販機、軽食自販機についても同様に専用の回収ボックスを設置し、空き容器の回収を行うこととする。

## 3. 費用の負担

(1)自販機の設置、維持管理及び撤去・移設に係る費用は設置事業者において負担すること。

(2)電気料金を計測するための子メーター(検定済み、且つ検定有効期間内であるもの)を設置事業者の負担において全ての自販機に設置し、計測による実費を当協会からの請求に基づき支払うこと。

## 4. その他

(1)契約期間中において、市が行う改修・保全工事のため施設を休館する場合や、大規模イベントの開催時にスポンサー企業等からの依頼により、自販機の移設や一時的な撤去等を要請する場合がある。

(2)契約期間中において、施設の使用状況の変更等により自販機設置台数の増減が生じる場合がある。その際は当協会より事前案内を行うが、協議を行い契約条件の確認等を行うこととする。

(3)本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

(4)以下の施設に設置している屋外の自販機については冬期間の稼働を休止することとする。

施設名	休止期間	台数
恵庭公園野球場	11月～3月末	1台

## 自販機設置対象施設及び設置台数と販売実績

施設名	設置場所	サイズ (mm)	販売品目				年間販売実績(本)			
			飲料	カップ	食品等	アイス	2021 年	2022 年	2023 年	
1 恵庭市総合体育館①	ホワイエ	屋内	1,160	1				2,532	3,053	3,593
2 恵庭市総合体育館②	ホワイエ	屋内	1,160	1				2,470	3,057	2,857
3 恵庭市総合体育館③	ホワイエ	屋内	1,160		1			1,534	1,735	2,771
4 恵庭市総合体育館④	ホワイエ	屋内	1,160	1				1,398	1,830	1,470
5 恵庭市総合体育館⑤	ホワイエ	屋内	1,160	1				2,026	2,163	3,164
6 恵庭市総合体育館⑥	ホワイエ	屋内	1,000	1				2,566	2,603	3,123
7 恵庭市総合体育館⑦	第二運動場	屋内	1,160				1	2,115	2,287	3,406
8 恵庭市総合体育館⑧	第二運動場	屋内	1,000	1				3,036	2,914	2,440
9 島松体育館①	ロビー	屋内	1,000	1				2,692	3,759	2,576
10 島松体育館②	ロビー	屋内	1,000	1				1,030	1,522	958
11 福住屋内運動広場①	玄関	屋内	1,000	1				1,214	1,431	698
12 福住屋内運動広場②	玄関	屋内	1,000	1				1,167	1,522	809
13 恵庭公園野球場	外側通路	屋外	1,000	1				1,810	2,073	2,307
14 恵庭市総合体育館⑨	ホワイエ	屋内	1,160	1				新規(予定)		
15 恵庭市総合体育館⑩	トレーニング室	屋内	1,160			1		新規		